

事務連絡
令和2年8月4日

別記 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

介護施設等への布製マスクの配布希望の申出及び具体的な配布方法について

介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなど（以下「介護施設等」という。）への布製マスクの配布については、介護施設等の利用者や職員の方の感染拡大を防止する観点から、3月中旬以降、累計約6,000万枚を国で購入して配布してきたところです。

これまでは、全ての対象施設に一律に配布してきたところですが、下記のとおり、現在のマスクの需給状況等を踏まえ、下記のとおり配布を希望する介護施設等の申出によって随時配布するとともに、今後に向けて、国で備蓄することとしました。

貴会におかれましては、別添の内容について御承知おきいただくとともに、貴会会員に対し、別添の内容についてご周知いただきますようお願いいたします。

記

布製マスクの配布希望の申出及び配布方法

- 申出時期：令和2年8月5日（水）（予定）～当分の間
- 申出方法・配布の流れ：

- (1) 厚生労働省のホームページにおいて、布製マスクの配布希望を受け付ける専用メールアドレス及び電話番号や手続などの詳細について公表（8月5日（水））し、その後、申出を受け付けます。

配布を希望する介護施設・事業所等においては、以下の手続きを踏まえ、申出をお願いいたします。**なお、従前と異なり、配布の申出がない場合は布製マスクの配布がなされませんのでご注意ください。**

※申出の方法等の詳細については、以下の厚生労働省ホームページに今後掲載する予定です。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

電話番号：0120-829-178（9～18時：土日祝日も実施）

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

※ 8月4日（火）は申出を受け付けておりませんのでご注意ください。

（2）配布を希望する介護施設・事業所等は、①施設等名、②住所、③電話番号、④利用者と職員の人数、⑤必要配布枚数等の情報について、原則メールにより申出（電話でも申出可能）を行います。

※必要配布枚数については、④の人数の4倍以内程度の枚数を目途とします（なお、配布は5枚単位であり、必要に応じて切り上げがあります）。

※ホームページに提出様式ファイルをアップロードします（8月5日（水）予定）。メールでの申出は、各介護施設・事業所等において提出様式ファイルをダウンロードしていただき、必要事項を記載したものをメールに添付して上記アドレスに送付していただく方法により受け付けます。

（3）申出から配布までは概ね3週間程度を要する見込みです。

※配布希望の申出は1施設等につき1回限りとします。

【別紙】

「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」

（令和2年8月4日付厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）

「介護施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について」

（令和2年8月4日付厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会
公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 全国デイ・ケア協会
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人 日本言語聴覚士協会
一般社団法人 日本作業療法士協会
公益社団法人 日本理学療法士協会